
令和5年度第1回沖縄県行財政改革懇話会議事要旨

日時：令和5年8月24日(木) 14:00~16:00

場所：沖縄県庁6階第2特別会議室

議題：1 令和4年度沖縄県行財政改革プラン（優先的な取組）に係る実績報告について
2 新沖縄県行政運営プログラムに係る令和5年度実施計画について

出席者：

〔沖縄県行財政改革懇話会委員〕

名嘉村盛和 委員	山中 雄次 委員
赤嶺 真也 委員	石田むつみ 委員
下郡みず恵 委員	前田 貴子 委員
砂川久美子 委員	石川 京美 委員
普天間朝重 委員	仲宗根 哲 委員
嘉陽 孝治 委員	稲田 隆司 委員
平良 斗星 委員	川越雄一郎 委員

計14名

〔冒頭あいさつ〕

副知事 池田 竹州

〔事務局〕

総務部長 宮城 力 総務統括監 森田 崇史 財政統括監 金城 康司
行政管理課長 嘉数 広樹 ほか

配布資料：

- ・ 令和5年度第1回沖縄県行財政改革懇話会 次第
- ・ 資料1 令和4年度沖縄県行財政改革プラン（優先的な取組）実績表
- ・ 資料2 新沖縄県行政運営プログラム令和5年度実施計画
- ・ 資料3 行財政改革懇話会各委員からの事前質問等一覧

議事要旨：

- 冒頭、池田副知事による挨拶と東盛委員の後任として就任した仲宗根委員からの挨拶があり、議事開始。
- 名嘉村会長の議事進行の下、まず事務局が、議題1（令和4年度沖縄県行財政改革プラン（優先的な取組）に係る実績報告について）の概要説明と各委員から事前に提出された質問等及びその回答を説明した。
その後、委員及び事務局による質疑・意見交換を行った。

- 続いて議題2（新沖縄県行政運営プログラムに係る令和5年度実施について）についても議題1と同様の議事進行を行った。

※各委員からの質問・意見等及び事務局の回答・対応等については、議事進行の順ではなく、実施項目ごとに再構成しています。

◇議題1 令和4年度沖縄県行財政改革プラン(優先的な取組)に係る実績報告について

○事務局の概要説明

「資料1」により、令和4年度沖縄県行財政改革プラン(優先的な取組)の達成状況について概要を説明した。

・実施項目(9項目)の達成状況(「資料1」)

「資料1」1ページの表のとおり、達成状況「順調」が5項目、「やや遅れ」が4項目となっている。

主な実施項目の中から、達成状況を「順調」と判断した「実施項目5 オープンデータ利活用の促進」、達成状況を「やや遅れ」と判断した「実施項目1 働き方改革と職場環境の整備」及び「実施項目3 観光振興を目的とする新税の導入」について、資料に沿って説明した。

・各委員から事前に提出された質問等及び回答(「資料3」)

各委員から事前に提出された質問及びその回答をまとめた資料3「行財政改革懇話会各委員からの事前質問等一覧」について、事務局から主な項目の内容を説明した。

※「実施項目3 観光振興を目的とする新税の導入」については、議題2でも同様の内容について質問が出ているため、そこでまとめて議論することとする。

○質疑・意見交換など

・在宅勤務について

赤嶺委員： 企業ではコロナ禍が落ち着いた後も在宅勤務を継続して取り入れているが、県職員の在宅勤務状況はどうなっているか。

事務局： コロナ禍にあっては、感染症の拡大防止という観点から在宅勤務を実施していた。現在は、ワークライフバランスの観点から試行的に実施している状況だが、あまり活用されていない。今後本格的な実施に向けて、サービス等の課題を整理して制度設計を検討してまいりたい。

石田委員： コロナ前の状況に戻ったということか。東京の企業では在宅勤務の浸透によりオフィスのスペースが半分以上になり経費的にも楽になり、従業員は家族との時間を持てるようになった。沖縄県を引っ張っていく県庁職員がそのような発想にならないのは残念だ。変えることを前提に考えてほしい。

・時差出勤について

仲宗根委員： コロナ禍にあって混雑緩和のための時差出勤を実施していたと思うが、今も継続しているか。

事務局： 7時半から9時半まで30分刻みでやっている。当初はコロナの感染症予防の

ためにスタートしたが、現在はこの働き方が定着した。

・職員のメンタルヘルスについて

稲田委員： 働き方改革の目的として、職員のメンタルヘルスの改善に繋げるという問題意識はあるか。

事務局： 県庁では、就職希望者の減少や休職者、退職者の増加が問題となっている。これらの指標をどのように改善していくかという点から、ハラスメント対策と合わせて働き方改革を進めているところである。

・長時間労働について

砂川委員： 月60時間を超える時間外勤務を行う職員数が1,718名ということだが、多いという印象を受ける。民間企業では労働局から厳しい指導を受けており、健康面や労働災害の面からも様々な手を使って時間外勤務の削減を試みている。今年度はコロナが5類に移行したが、今年度の目標や現状はどうなっているか。企業側はノー残業デーの取組などしているが、なかなか効果が出ず、一人一人個別に分析する必要も感じている。

事務局： 年間の時間外勤務については、平成30年度が一人当たり130時間程度だったものが、コロナが一番厳しかった令和3年度は180時間と、50時間程度増加している。令和4年度には164時間と減少しており、今は落ち着いてきている状況である。長時間労働は県でも大きな問題であり、基準の時間を超えた職員の氏名を所属長等に毎月通知して、改善を促す仕組みになっている。

◇議題2 新沖縄県行政運営プログラムに係る令和5年度実施計画について

○事務局の概要説明

「資料2」により、新沖縄県行政運営プログラムに係る令和5年度実施計画の概要を説明した。主な内容は以下のとおり。

・新沖縄県行政運営プログラム令和5年度実施計画について

今年3月に策定された「新沖縄県行政運営プログラム」では、多様な県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、県民福祉の増進を目指す行政運営の「質」の向上を基本理念として、「スマート県庁の構築」及び「持続可能な行政運営の構築」という2つの目標を掲げている。さらにその下に具体的な取組として、25の実施項目を設定し、毎年実績報告と実施計画の策定により進捗を管理することとしている。新プランの1年目にあたる今年度は、7月に令和5年度実施計画を策定した。

事務局から具体的な取組について、25の実施項目の中から主なものを資料に沿って説明した。

・各委員から事前に提出された質問等及び回答（「資料3」）

各委員から事前に提出された質問及びその回答をまとめた資料3「行財政改革懇話会各委員からの事前質問等一覧」について、事務局から主な項目の内容を説明した。

○質疑・意見交換など

・コロナ禍の対応について

山中委員： コロナ禍で自治体の職員がどれだけ厳しい業務を担ってきたかについて、現

在研究がされており、当時の実態が公表されてきている。沖縄県でも動員された職員が、深夜まで自宅療養や入院調整に関する電話対応に従事しているという記事を読んだ。ワクチンの広域接種や療養センターの管理など大変厳しい業務だったと思うが、職員には感謝を伝えたい。こういう事態には県職員が対応しないといけないため、時間外勤務が増えたのは致し方ない。まだコロナの対応は続くと思うが引き続き宜しく願いできればと思っている。

事務局： 関わった職員にぜひ伝えたい。飲食店の休業要請など難しい舵取りを迫られたこともあったが、入院のたらい回しは全国的にみても少なかったと聞いている。今後も万全の対策をとっていきたい。

・観光新税の導入について

石田委員： 観光新税の導入にあたり課題・障壁になっているのは何か。

併せて、資料3-2の回答では『組合から免税点の設定が公平性の観点から良くないという反対意見が出ている』とある。ホテル業界として金額に関わらず、全ての観光客から薄く広く徴収する方がいいという意見だったのか、その辺りを聞かせてほしい。

事務局： ホテル協会と組合が受け入れられないとしている理由として、宿泊者は料金に関わらず行政サービスを受用しているため、法定外目的税の受益者負担という考え方からすると、全ての施設から税を徴収し、免税点や課税免除は設けるべきではなく、修学旅行など学校行事での利用を課税免除するという案は検討するとして、それ以外の宿泊客は全て課税対象とすべきという意見をいただいている。

課題は、5,000円未満の課税免除を設定した経緯にも関わるが、令和元年度に素案をまとめる過程で、圏域ごとの説明会や議会で色々な意見が出ており、離島住民を対象外とすべきという意見から始まり様々な意見が出ていることである。

石田委員： それでは、宿泊客全体を対象とした新税の導入には課題や障壁は無いという理解でよいか。

事務局： 免税点については、そうです。

前田委員： 関連して補足と要望を申し上げる。令和元年の諮問委員会では、『満場一致の意見ではなかった』と議事録や提言書にも記載があると記憶している。観光業界、宿泊業界にしても、総論賛成・各論反対でなかなか意見がまとまらない面がある。とはいえ、業界としては必要な税であるので、沖縄の観光が良くなるために使うのであれば、是非とも必要なものであると業界全体としては賛成している。免税点については、定率か定額かで業界内でも意見が分かれていて、税の公平性からすると、一泊5万円のお客様と50万円のお客様を一律で同じ金額というわけにはいかないという意見もあるので、引き続き議論する必要がある。

先週新聞にも出たが、りゅうぎん総研が観光目的税に関する提言を公表している。もっと広く議論してほしい。

質問の回答で、先行導入自治体として福岡県と福岡市、長崎市を訪問するとあるが、確かに先行事例ではあるが、先進事例かという点と業界としては疑問がある。海外も視野に入れていただきたい。OCVBのセミナーでフロリダ大学の原教授が講演をされていたが、フロリダ州のオーランドという成功事例も見

ていただきたい。DMOがキーポイントになる。沖縄の場合はOCVBがDMOの機能を果たしてくれるのではないかと期待している。

税の配分については、県と市町村が対一という話もあるが、それで市町村が納得するかは疑問。町村にしてみれば、お客様がたくさんいらっしゃるからこそ早く導入したい。ぜひ議論をしていただきたいというのが、私からの要望である。

事務局： 観光目的税の定率又は定額、その配分方法について、業界団体や市町村と今後意見を詰めて、丁寧な制度設計に努めていきたい。視察先としてオランダの話が出たが、海外の税制度との違い等も勘案して、どのような使い方がされているのか確認したい。

仲宗根委員： 観光税の用途について、観光危機管理対策への活用とあるが、沖縄の自然環境は、観光資源として大切にされなければならない。ゴミ問題をはじめ色々な問題があると思うが、この税の配分案で、税収が減った時にどの程度の金額があって、どのように配分するかといったシミュレーションをオープンにしているか確認したい。

また、今後環境に対して配慮するための税に使い方についても教えてほしい。さらにもう一点、最近クルーズ船からの観光客も増えているが、それによる環境への影響も気になっているので、その辺りの考え方を教えてほしい。

事務局： 観光目的税の用途については、資料3-1の2ページにあるように、四項目を設定しており、その二つ目に観光地における環境及び良好な景観の保全を設定している。ここでは、例えばサンゴの保全といったものへの活用を想定している。このような用途への金額の割り振りについては、平成30年度から令和元年度にかけて調査をしているが、新型コロナの影響等で状況が変わってきているので、今後精査していくこととしている。

クルーズ船の乗客は上陸するが宿泊しないので観光税は支払わない一方、環境を汚すという問題がある。その影響については、担当に伝える。

赤嶺委員： 新しい税を創設する場合は、大まかにどれだけ集めたいか、どれくらいの金額が集まりそうかを考えると思うが、どのように見積もっているか。例えば、2019年は観光客が1,000万人だから、100円ずつ徴収すると10億円になる。この場合、10億円の規模で財源を見積もって、使い道を想定しているのか。それとも大きく100億円規模で想定しているのか、など予算規模の大枠の話を伺いたい。手探りの状態で検討していると思うが、うまくいけば良い財源だと思うので、検討してほしい。

事務局： 法定外目的税は、その入り口で、こういう施策をしたい、こういう人に対して使いたい、そのためにはどの程度の予算が必要で税負担者にどの程度の税率をかけるべきか、又は定額で負担してもらうか、ということを検討する。どのくらい負担してもらうか、という点からアプローチしないとイメージが湧いてこない。用途については、先ほどの四項目を基にした使い道があり、税率については定額又は定率という意見がある。難しいところではあるが、そのような観点から議論を進めていきたい。

稲田委員： 離島の医者はクルーズ船が来たら大変だという話を聞いている。関連して、沖縄医師会では、この春に日本医師会と連携して外国人対策医療委員会を県内で立ち上げた。そこではOCVBや県職員にも参加してもらい、課題をピックアップしているところだが、例えば外国人の方の未払い金や、その回収、

亡くなった際に遺体をどう丁寧扱うかといったテーマが、各地区の医師会から出てきている。これも一つの観光危機と思うのだが、観光税の検討には、そのような観点も入っているのか。

事務局：観光目的税は観光客から徴収することになる。また、税は納税した方に還元するのが原則である。外国人観光客が宿泊した場合は、観光税を納めるので、その方々にも還元することになる。具体的な内容は、今後検討していくことになる。

・業務継続計画について

前田委員：事前質問で、業務継続計画について意見を申し上げたが、今日も明け方にJアラートが鳴った。BCPというのは、ビジネスの立場からも非常に重要で、自然災害に関するBCPは企業独自でそれなりに整理されている。ただ、今回のような場合や尖閣、台湾有事のような地域紛争が起こった際に、どのようにビジネスを継続し、従業員を守るかという議論が沖縄経済同友会でも議論が始まっている。県も国民保護計画を策定しているが、テロを想定した図上訓練だけでなく、武力事態に関する訓練も始めていると伺っている。民間もビジネスの継続という意味で、先島におけるエネルギーや通信の面で必要なビジネスがある。有事の際にどこまで従業員を残すのか、どの時点で撤収させるのかという点を経営者として考えないといけない。研究を進めているところなので、県がBCPを策定する時には、民間とも意見交換や情報共有ができる仕組みを検討していただけたらということで要望申し上げる。

事務局：本日は北朝鮮関係の対応で担当者が出席できていないので、要望を承って改めてご連絡差し上げたい。

・PPP/PFIの推進について

普天間委員：行財政改革は、今まで県がやっていたものをいかに民間に移管していくかが大事な論点である。その中でPFIについて聞きたい。青果物や花の卸売市場があるが、その建替を一般的な補助金でやるのか、あるいはPFIを活用するという意見もある。例えば中央卸売市場の建て替えにPFIを導入するための根拠や基準はあるか。資料3-2では、沖縄県PPP/PFI手法導入優先的検討規程というのがあり、「事業費の規模が一定条件を満たす場合」という基準があるが、それはどのようなものか。例えば中央卸売市場の建替にも適用できるのか。

事務局：改修や整備で10億円以上かかる場合には、PFIの導入をまず検討することとなっている。PFIが効果的か、それとも直営が望ましいか比較する。その検討をする最初の基準が10億円以上となっている。

・オープンデータの利活用に向けたデータの充実について

平良委員：オープンデータに関してお願いを申し上げたい。私どもの非営利団体は、行政が課題化する前に、それを見つけて小さく事業を始めるという水先案内人のような立場だと思っている。例示として、コロナ禍で特に離島の子ども達がこの3年間で失った体験はどのくらいかを測りながら、そこで失った体験をどう補填するか、あるいは、もう一度コロナ禍のような事態が生じた場合には、その体験プログラムを中止にせず代替案をどう開発していくか、その

ような事業をする前には必ず事前調査を行う。今回文化財課に関連する資料があって、調査のコストを下げることができた。県庁は多くの調査事業を実施していて、特に県でないといけない大規模な量的調査がある。そのような調査資料のデータセットを標準化して動的に使えるようにすることが重要である。アンケートや業務報告書のネット上への掲載は、研究者やNPOが望んでいることである。解説があるとよい。もう一つ踏み込んで言うと、オープンデータ化して報告書をネット上に掲載しない限り事業は締まらないという形でやってもらえると良い。個人情報問題はクリアするとして、公金を使った調査は公開されるべきという点をお願いしたい。

もう一点、紙の資料をスキャンしてPDF化するのは止めた方がよい。

事務局： 現在、沖縄県オープンデータカタログサイトや沖縄オープンデータプラットフォームを設置してデータを公開しているが、県庁が保有するデータはまだかなりの量がある。それらがPDFで保存されているなど課題はあるが、DX推進の所管課として伴走支援しながら、データを掘り起こしてオープン化できるものは進めていきたい。

・沖縄県公共施設等総合管理計画に基づく県有財産の適正な管理について

嘉陽委員： 総合管理計画でいう県の施設がどの程度あるか疑問がある。私達が指定管理を受けている沖縄県総合福祉センターは現在築20年程度だが、経年劣化が進み、金属製の屋根が錆びており、補修のための足場を組むだけで何千万というお金がかかった。その修理が終わった後に今度は冷房が壊れて、その取替が必要となった（現在取替済）。県に対して毎年交換や改修を要望しているが、なかなかうまく通らない。計画をみると、長寿命化工事実施施設数が令和5年度は4施設とあるが、全体でどのくらいの数があり、毎年どのくらいの工事をしていくかが見えないため、指定管理を受ける側が大変だと感じている。予算規模や総数はどのくらいで、何年くらいの期間を想定しているかなど可視化されているものがあれば教えてほしい。

事務局： 所管課が今日は出席していないため、確認して予算規模や計画にある施設数がどうなっているか、後日資料を配布する。

石田委員： 嘉陽委員の指摘は社会福祉関連施設だと思うが、それ以外の分野でも老朽化していく設備に対してどのような順番で更新するか、どの程度の補助があるか、という計画を見せてほしい。また、県が保有してなくとも外郭団体などで県が補助金を出して更新しているものは多いと思う。その辺りの計画や方針はどうなっているか。

事務局： 最も大きい計画が、総務部所管の沖縄県公共施設等総合管理計画であり、その中で施設の類型ごとに所管する部局で個別施設計画を作っている。社会福祉センターであれば子ども生活福祉部が個別の計画を作ることになる。公共施設以外への支援については、例えば、住宅の耐震化率が低いなどの視点で補助をする。一律に何かの施設に対して補助するという仕組みは現在ないが、それぞれの施策に応じて、対象や年限、補助率を決定することになる。

県が所有する施設の改修計画等については、所管課から公表できる内容を確認した上で、各委員に対して資料を提供したい。

嘉陽委員： この話については、施設の照明が何千個とあるが部品の替えがそろそろ無くなるという話を担当の職員から聞いていて、電気代を浮かせるためにそれら

をLEDに取り変えるという話があがった。年度ごとに計画を立てて取り替え工事ができないかという話があるが、県の計画がわからないため、質問したところである。そういう困りごとについて知ってもらいたいという思いで発言したので了解していただきたい。

・指定管理者制度について

山中委員： 嘉陽委員の意見に関連して申し上げたい。先日、私が所属している行政関係の学会で、指定管理者制度導入施設におけるトラブルや老朽化に伴う事故の発生が話題になった。指定管理者から意見が伝えられなかったり、予算が通らずに施設がそのままになっていることが見受けられると聞いている、天井が落ちてきたり、スポーツ施設での死亡事故も起きている。加えて、全国的な話として、コストカットが進みすぎて、指定管理の応募者がいない状況が生じている。県内でも一昨年、ある市の施設から指定管理者が撤退して、運営がストップした事例があった。個別の施設ごとに事情はあると思うが、決して人命が失われるようなことがあってはいけないので、安易なシーリングは避けていただきたい。危険な施設があるかどうかを踏まえて、予算に反映し、なおかつしっかりした応募者があるように予算をつけてもらうようお願いしたい。

事務局： 県は指定管理者制度を採用している施設について修繕等を行っている。指定管理者の応募が無い施設については、それまで収入された利用料金、管理に係るコストだけでなく、指定管理者が受け取る利潤も勘案して県として負担すべき額を提示している。県民が利用できないような事態に陥らないように対応してまいりたい。

・働き方改革・女性活躍促進について

川越委員： 資料2の38ページに働き方改革・女性の活躍促進と研修等を活用した人材育成があるが、厚労省が「えるぼし」や「くるみん」といった指針を出している。県としてそれらを行革プランの指標の切り口として使う等の検討はされているか。

事務局： 「えるぼし」は民間企業対象の制度と承知しているが、女性の登用など、これら制度の観点からも検討し取り組んでまいりたい。成果指標等については、状況に応じて柔軟に変更することもできるので、いただいたご意見を勘案して、随時検討していきたい。

赤嶺委員： 資料2の38ページの働き方改革の関係で、女性職員の登用率の目標が20%以上となっているが、令和6年度は21%以上、今後上がっていくだろうが、一般的には私たちの弁護士会も含め30%以上を目指している。資料3-2で県職員全体の女性の割合は34%とあり、いずれ女性管理職も30%になるだろうと思う。男女比が変わると質的な変化が生まれるという原則があるらしく、県もそれを目指していると思う。そのために、どのようなことが必要か。報道によると、女性は出産育児や長期の育休などで時間をとられることが多く、キャリアアップやスキルアップの面で遅れをとることが多い。そこで在宅勤務や業務の改善を通して、女性の活躍促進をめざしていくことが望ましい。言うのは簡単だが、世の中の流れであるので、目標を20%でなく30%と置いて、そのために何をすべきかを逆算していくことが必要と感じた。

事務局：今の計画では令和8年度の女性職員の管理職への登用率を24%以上としているが、特定事業主行動計画を別に定めていて、そこではまだ時間はかかるものの30%を目指すとして取組を進めている。女性の管理職登用には、あわせて男性側の子育てに関する支援も必要ということで、男性の育児休暇制度取得促進を進めている。

・年度計画の変更について

名嘉村会長：新沖縄県行政運営プログラムは令和8年度までの計画になっているが、期間が長く、色々な状況が変化していく中で、計画がそのまま続くということはおそらく無いと思われる。例えばChat GPTを業務に取り入れることをどこに入れるか、検討されていくかが心配なところである。この計画が毎年修正されるのか、されなくとも年度計画の中で変更分が反映されるのか、という点を仕組みも含めて検討していただきたい。この年度計画を見て、令和8年度までの全体の目標が分かって、この年度がどのような状況にあるという点まで把握できると良い。そうすると修正分を全部集めて把握する必要がなく、年度ごとに修正点分かるようになる。他のアイデアを含めて、積極的に修正することを検討してほしい。

事務局：プログラム10ページ「6 推進体制(3)取組内容等」の2段落目に記載されているが、社会状況の変化に対応できるよう、今回から新たに、「取組項目、取組期間等については、当初計画していた取組内容や取組期間に縛られることなく、以下のように柔軟に設定」することとしている。さらに、「本プログラム実施期間中に、社会情勢の変化等に伴う新たな課題や優先して取り組む項目」等が生じた場合には、その都度変更ができるという内容になっている。会長が指摘した修正も可能であるし、例えば年度計画を立てる際にまずおもとの「新沖縄県行政運営プログラム」を変更し、年度ごとの計画を立て直すということも可能であるので、必要に応じて柔軟に対応したい。

以上